

(様式第1号)

平成21年度第2回 芦屋市文化財保護審議会 会議録

日時	平成22年3月8日(月) 10時~11時40分
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	会長 多淵 敏樹 副会長 俵 正市 委員 神木 哲男 欠席委員 安部みき子 近藤 雅樹 (市側) 教育長 藤原 周三 社会教育部長 橋本 達広 (事務局) 生涯学習課長 津村 直行 同 課長補佐 細井 良幸 同 主 査 森岡 秀人 同 学 芸 員 竹村 忠洋
事務局	生涯学習課
会議の公開	公開
傍聴者数	0人

会議次第

- 1 教育長挨拶
- 2 審議事項
 - (1) 芦屋市指定文化財の指定について(金津山古墳)
 - (2) 今後の取り組み,日程等
- 3 その他

提出資料

- (1) 芦屋市指定文化財の指定について(諮問)
- (2) 芦屋市指定文化財の指定同意書(写)
- (3) 答申書(案)
- (4) 金津山古墳現況写真
- (5) (参考)市内の指定文化財一覧
- (6) (参考)平成3年11月16日付け「金津山古墳の調査及び整備計画について(建議)」

審議経過

開会

- 1 教育長挨拶
- 2 審議事項

(会長) 今回の市指定文化財指定の審議は,教育委員会からの諮問及び事務局で作成した答申案はもちろんのこと,指定同意書も揃っており,手はずは全て整っているなかで,その価値を答申書へまとめるものになります。それというのも平成3年度の建

議以降、福祉施設建設計画をめぐる市長部局等とのやり取りもありましたので、ここに至ってようやく市指定の用途がついたという特別の経緯によるものだと思います。それでは事務局から答申案についての説明をお願いします。

(事務局 細井) 金津山古墳の価値そのものにつきましては、平成19年度から前回までの当審議会で既に議論を頂いているところですが、答申書案については今回事務局で改めて作成しましたので、項目構成や表現等も含めて審議頂けたらと思います。

なお、諮問に付されている指定範囲図面は、答申書中にありませんのでお手もたご参照願います。

それでは、答申書案を読み合わせて説明させていただきます。

(事務局 竹村) <答申書案の読み合わせ。>

(会長) 考古の調査報告書レベルでは標準的な表現かも知れないが、一般的には難し過ぎる部分があるので、答申書としては改める方が良いでしょう。

例えば、出土品の項目中の「畿内中枢の生産体制が確立し～一貫した一元的な円筒埴輪供給体制の枠組みを唯一先駆的に突き崩す動向であり」の部分などは、もっと平易な表現にすべき。

また、同項目中で使用されている「グレード」は、ここだけが外来語となっていて、当を得ている感もあるが全体のなかでの違和感はある。

(事務局 森岡) 先ほどの部分については、「畿内を中心とする生産体制が確立し、大量に使用・消費する円筒埴輪も規格品として統一化が目指された。金津山古墳の例は、西摂地域において、それらの先駆けをなすものであり」という意味です。

(会長) それをそのまま文章化して置き換えれば、分かり易くて良い。

他の部分でもお気づきになったところはありませんか。

(副会長) 機能の項目にある「総長」という表現も分かり難いのではないかな。

(事務局 森岡) それは「周濠も含めた全体の長さ」という表現に置き換えることが出来ます。

(会長) そのように直す方が良く、「二重周濠採用古墳にみられる特徴」と「金津山古墳と倭の五王の時代」の項目中にも難しい表現があるので、それらと全体を見通してみても噛み砕いた表現に改めるように。

(会長) ところで玉丘古墳は、どの時期になるのでしょうか。

(事務局 森岡) 5世紀でも古い方になります。その頃の中国南朝との交通経路は瀬戸内海でした。このため、前方後円墳の前方部が横側が必ず瀬戸内海側を向いています。雄大な古墳のスケールを海側から見晴らせるように考えられていたものと思われる。金津山は前者の例です。

(会長) 海との関係でも古墳の軸線は2通りある。その仕分けの意義は、考古学でも未解明ということか。

(事務局 森岡) そのとおりです。

(会長) 金津山古墳も全体が残っていると、その雄大さが分かるのだが。

(事務局 森岡) 「仁徳大王」は、かつては「仁徳天皇」と学校でも教えられていて、一定の世代より上の者は今でも「仁徳天皇」と認識していますが、一方、7世紀前半までの出土資料の中からは天皇という言葉が見られないことや、日本書紀の「大王」という記載などから、現在では「仁徳天皇」の呼称は使わなくなっています。

この表現はどうするのが良いでしょうか。

(神木委員)現在の教科書の記載に合わせてはどうか。注釈を付ける方法もある。

(事務局 森岡)検討します。

(会長)以上で意見等も出揃ったようですので、答申書の内容部分の表現修正については、事務局で処理のうえ各委員の確認を経ることとし、金津山古墳の芦屋市指定文化財としての指定については、本審議会として指定に値すると答申することとします。

次の議事である金津山古墳の今後の取り組みと日程について、事務局から説明をお願いします。

(事務局 細井)直近の日程としましては、3月19日開催の教育委員会定例会に、本日の答申について報告を行います。引き続いて庁内とプレスへの発表も行って参ります。

金津山古墳は、住宅地と隣接していることもあり、現在原則非公開ですが、4月上旬の土曜日には市民向けに墳丘の現地公開と出土品展示を開催予定です。

指定後の史跡整備に関しましては、解説板は市指定文化財として作り替えますが、それ以上の整備は、当面は現状維持の方針にしたいと考えています。

それは、地下保存となった二重周濠の存在の周知が、平成21年度指定を目指しました意義の一つですので、全体的な整備計画は今後十分に練ったうえで実行していきたいという理由によります。

具体的には、高木の成長が遺構に与える影響が気になる面もありますが、一方、緑の景観や近隣にお住まいの方々の思いを考えると単に伐採すれば良いとはならないとか、文化財指定しているのに原則非公開で良いのかなど、行政内部でも十分に検討した後に本審議会でも審議頂きたいと考えています。

墳丘部や周辺部での埋蔵文化財調査計画や、周辺地の追加指定などについても同様に、今後審議をお願いすることになると思います。

(会長)今すぐのことでは無いが、福祉施設建設をめぐる経緯を踏まえると、現在の建物の除却後には、当初の構想であった古墳の資料館建設を目指す教育委員会の姿勢を明らかにしておく必要もある。

整備計画については、地域の人達と相談、協力し合う住民参加の形で実現していくのが良いと思う。

ところで、指定地の都市計画用途地域は何か。

(事務局 細井)東側の道路から30mのエリアは第2種中高層住居専用地域で、西側は第1種の同地域です。

(会長)隣接地にマンションが建つ可能性があるが、実際はどうか。建設計画が持ち上がったときに文化財行政として止めることは出来るのか。

(事務局 細井)南側隣接地が広い面積の民間所有の空地となっていて、マンション建設等が計画される可能性はあります。芦屋市内は全域が景観地区となっていて厳しい条件はありますが、この地点では建てられないということにはならないと思われま

す。文化財行政で止めることも出来ませんが、事前協議等があった段階で何らかの対応を考えて参ります。

(会長)出来る限りの色々な努力をお願いします。

議事3のその他は何かありますか。

(事務局 細井)進捗状況の報告が3件あります。

一つは小銅鐸で、前回の報告後、現在は最終鑑定作業中です。鑑定が終了次第、公開や市指定の方針について、審議会でも審議頂きたいと思います。

二点目は会下山遺跡の国指定に関してで、5月末には調査報告書を刊行し、平成22年中に国へ意見具申できるよう準備中です。土地の所有者である国土交通省の同意取り付けも必要ですので、現在折衝中です。

三点目は、文化財保管倉庫の新設についてです。出土遺物の保管スペースを確保する目的で、延床面積約300㎡の倉庫を現在南芦屋浜に建設中、3月末に竣工します。

(会長)他にないようでしたら、これで平成21年度第2回審議会を閉会します。

閉会